

令和7年度第3回阿見町地域公共交通活性化協議会 次第

日 時：令和8年3月2日（月）

午後2時00分から

場 所：阿見町役場4階 全員協議会室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

(1) 協議事項

【議案第1号】デマンドタクシー〈あみまるくん〉土曜運行の実施について

【議案第2号】令和8年度阿見町地域公共交通活性化協議会事業計画（案）について

【議案第3号】令和8年度阿見町地域公共交通活性化協議会予算（案）について

(2) 報告事項

【報告第1号】令和7年度阿見町デマンドタクシー〈あみまるくん〉の運行概要及び実績について〔資料1〕

4. その他

5. 閉 会

令和7年度第3回阿見町地域公共交通活性化協議会出席者名簿

令和8年3月2日

| No. | 所属名 | 氏名 | 役職 | 出欠 |
|-----|-------------------------------|--------|-----|---------------|
| 1 | 阿見町長 | 千葉 繁 | 会長 | 出席 |
| 2 | ジェイアールバス関東株式会社 土浦支店長 | 西津 芳則 | | 出席 |
| 3 | 関東鉄道株式会社 常務取締役 | 廣瀬 貢司 | 監査員 | 出席 |
| 4 | 有限会社新町タクシー 取締役 | 加藤 一昭 | | 出席 |
| 5 | 日本交通株式会社 代表取締役 | 吉田 貴光 | | 欠席 |
| 6 | 茨城県土木部竜ヶ崎工事事務所 所長 | 寺家 喜重 | | 代理出席 吉原 隆 |
| 7 | 阿見町商工会 会長 | 久保 谷 充 | | 欠席 |
| 8 | 一般社団法人 茨城県バス協会 専務理事 | 古賀 重徳 | | 欠席 |
| 9 | 一般社団法人 茨城県ハイヤー・タクシー協会 専務理事 | 服部 透 | | 欠席 |
| 10 | 関東鉄道労働組合 執行委員長 | 池田 正人 | | 欠席 |
| 11 | 牛久警察署交通課 課長 | 草野 明彦 | | 欠席 |
| 12 | 阿見町議会 議長 | 野口 雅弘 | | 出席 |
| 13 | 阿見町議会 副議長 | | | |
| 14 | 阿見町議会 産業建設常任委員長 | 栗原 宜行 | 監査員 | 出席 |
| 15 | 阿見町区長会 会長 | 山口 道子 | | 出席 |
| 16 | 阿見町PTA連絡協議会 代表 | 石田 貴也 | | 出席 |
| 17 | 阿見町シルバークラブ連合会 会長 | 玉川 進 | | 欠席 |
| 18 | 阿見町障害者福祉協議会 会長 | 武井 浩 | | 出席 |
| 19 | 福田工業団地連絡協議会 会長 | 黒崎 孝行 | | 出席 |
| 20 | 筑波南第一工業団地連絡協議会 会長 | 市瀬 達也 | | 欠席 |
| 21 | 阿見東部工業団地連絡協議会 会長 | 松下 聖司 | | 欠席 |
| 22 | 東京医科大学茨城医療センター総務課 課長 | 渡辺 智 | | 出席 |
| 23 | 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官 | 柿本 憲治 | | 欠席 |
| 24 | 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官 | 小菅 達也 | | 代理出席 峯岸 拓也 |
| 25 | 茨城県政策企画部交通政策課 課長 | 伊藤 豪人 | | 代理出席 菊池 伸容 |
| 26 | 土浦市都市政策部 部長 | 飯泉 貴史 | | 代理出席 岩本 裕志 |
| 27 | 茨城大学農学部 教授 | 白岩 雅和 | 副会長 | 出席 |
| 28 | 茨城県立医療大学 准教授 | 相良 順一 | | 欠席 |

令和7年度第3回 阿見町地域公共交通活性化協議会 席次表

会長
阿見町長
千葉
○

傍聴席

ジェイアールバス関東(株) 土浦支店長
西津 芳則 委員 ○

関東鉄道(株) 常務取締役
廣瀬 貢司 委員 ○

(有)新町タクシー 取締役
加藤 一昭 委員 ○

阿見町議会 議長
野口 雅弘 委員 ○

阿見町議会 産業建設常任委員長
栗原 宜行 委員 ○

茨城県土木部竜ヶ崎工事事務所 所長
寺家 喜重 委員 ※

阿見町PTA連絡協議会 代表
石田 貴也 委員 ○

茨城大学農学部 教授
白岩 雅和 委員 ○

阿見町区長会 会長
○ 山口 道子 委員

阿見町障害者福祉協議会 会長
○ 武井 浩 委員

福田工業団地連絡協議会 会長
○ 黒崎 孝行 委員

東京医科大学茨城医療センター総務課 課長
○ 渡辺 智 委員

国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官
※ 小菅 達也 委員

茨城県政策企画部交通政策課 課長
※ 伊藤 豪人 委員

土浦市都市政策部 部長
※ 飯泉 貴史 委員

随行者

| | | | |
|--------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 事務局 | | | |
| ○ 山都 田市 計 奈画 穂課 | ○ 鶴都 田市 計 広画 秋課 長 | ○ 野産 口業 建 正設 巳部 長 | ○ 高係 村長 計 暢 也 画 課 |

※は代理出席です。

【議案第1号】

デマンドタクシー〈あみまるくん〉 土曜運行の実施について

阿見町地域公共交通活性化協議会

1 議題内容

■議題

デマンドタクシー「あみまるくん」について、令和7年度に実施した実証実験の結果を報告し、令和8年度の本格運行実施について意見を伺います。

■実証実験を行った経緯

・町民の要望

令和3・5年のアンケート調査では「土日祝日に運行していない」が不満の1位、2位

・路線バスの減便等

コロナ禍やドライバー不足のため、令和5・6年に町内を運行する路線バスは減便・廃便が相次いだ

このため、令和6年度第2回阿見町行公共交通活性化協議会で、令和7年度事業計画として提案し、土曜運行の利用ニーズを確認するため、実証実験を実施した。

2 土曜運行実証実験の概要

■運行概要

- ・検証期間

令和7年6月7日～令和7年8月23日の土曜日(12日)

- ・運行時間

8:00～17:00(休憩1時間含む) ※通常運行と同じ

- ・運賃

400円(200円) ※通常運行と同じ

- ・運行区域

阿見町全域及びJR荒川沖駅東口 ※通常運行と同じ

- ・運行台数

1台(10人乗りワゴン車)

- ・予約

木曜日～金曜日の8:30～17:00(当日予約不可)

※当日キャンセルは運行事業者へ連絡

2 土曜運行実証実験の概要

■主な周知啓発

町広報紙に掲載

チラシを作成し車内等で配布

阿見町デマンドタクシー

あみまるくん

土曜実証運行開始のお知らせ

実証運行期間

6月7日～8月23日

運行時間：午前8時～午後5時

運行台数：1台(定員8人)

予約方法：利用日の2日前・前日にお電話で予約ください。

あみまるくん 予約受付センター

TEL:029-888-4152

【土曜運行時の注意点】

- 予約センターは土日祝日が休業日のため当日の予約はできません。必ず前日までにご予約ください。
- 当日のキャンセルについては新町タクシー(029-887-1001)へご連絡ください。



お問合せ：阿見町役場都市計画課 029-888-1111

3 土曜運行実証実験の結果

■運行結果(利用状況)

当初は利用が少なかったものの、実証実験が浸透するにつれて安定して利用されるようになり、期間中に152人が利用した。

8月2日は大型台風の接近、8月16日はお盆という特異的な理由により大きく利用者数が減少している。

【利用者数】

| 6/7 | 6/14 | 6/21 | 6/28 | 7/5 | 7/12 | 7/19 | 7/26 | 8/2 | 8/9 | 8/16 | 8/23 |
|-----|------|------|------|-----|------|------|------|-----|-----|------|------|
| 8 | 9 | 19 | 15 | 18 | 10 | 13 | 18 | 5※ | 14 | 7※ | 16 |

総利用者数

152人

3 土曜運行実証実験の結果

■運行結果(利用状況)

1日あたりの利用者数は、通常運行の実績から目安として想定した12人を上回る結果となった。

これまで日常的にあみまるくんを利用している者の利用が多かった一方、これまでとは異なる目的の利用も一定数あり、利用の幅が広がっている。

| 項目 | 利用実績 |
|------------------------|--------|
| 総利用者数 | 152人 |
| ユニーク利用者数 | 39人 |
| 1日あたり利用者数 | 12.67人 |
| 1日あたり利用者数 (特異日を除く※) | 14.00人 |

| 項目 | 割合 |
|--------------------|-------|
| 通常運行で毎月利用のある者 | 81.6% |
| 期間に新規登録して利用した者 | 5.3% |
| 利用目的に変化がみられた者 | 15.8% |
| 期間が空いた後に土曜運行を利用した者 | 5.3% |

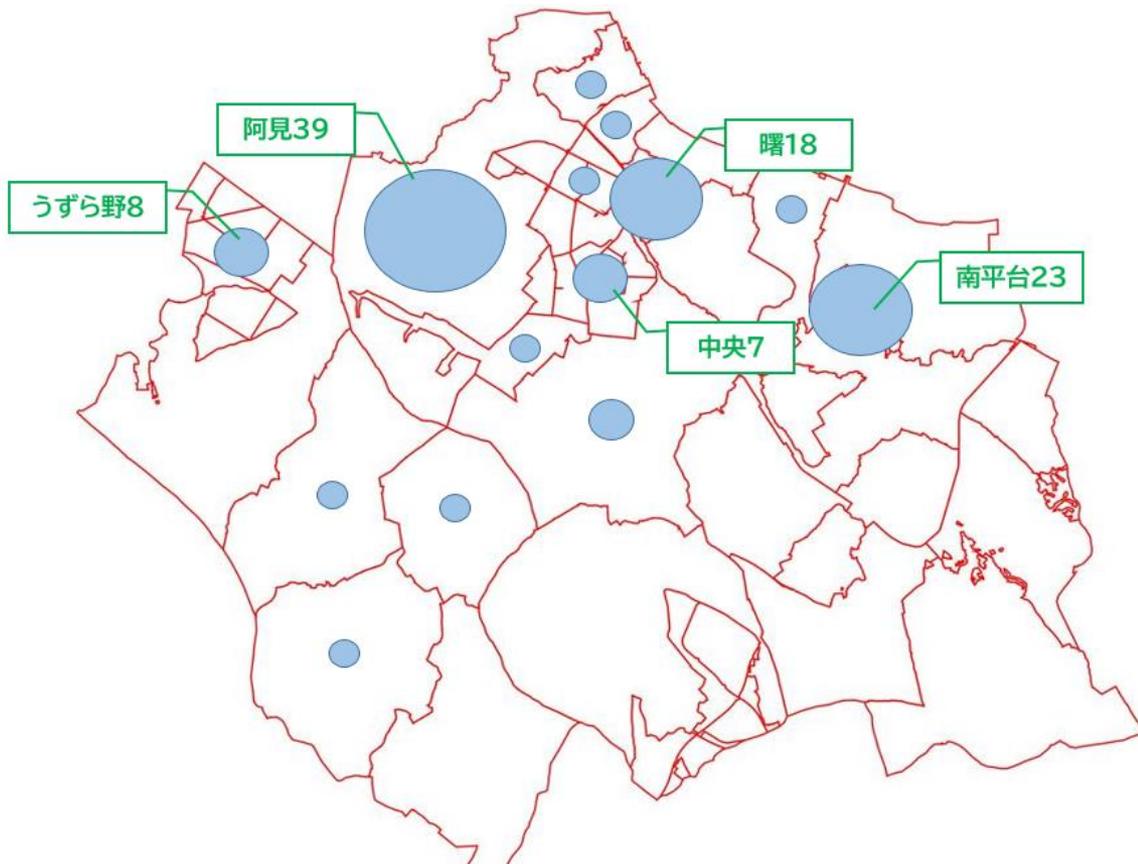
※12日間の実証実験期間中に特異的な事情により結果に大きく影響があった日が2日あった。これは年間240日程度の運行に当てはめると40日となり、年間で40日(営業日でほぼ2か月)に特異的な事情が発生することは考え難いことから、この影響を除いて算出したもの。

3 土曜運行実証実験の結果

■運行結果(利用者)

利用者の年代は、通常運行と比べて40～59歳の利用率が高い。若年層の申込みもあったが利用には至らなかった。利用者の居住地では大字阿見が39で最も多く、次いで南平台の23となっている。

| 年代 | 人数 |
|--------|-------|
| 0～19歳 | 0.0% |
| 20～39歳 | 0.0% |
| 40～59歳 | 15.4% |
| 60～79歳 | 41.0% |
| 80歳以上 | 43.6% |

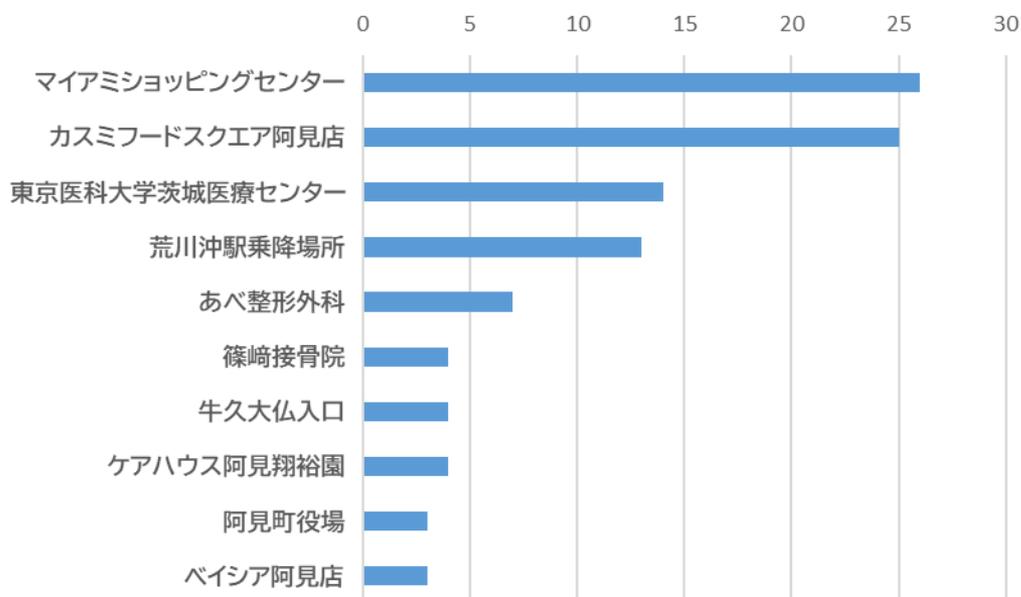


3 土曜運行実証実験の結果

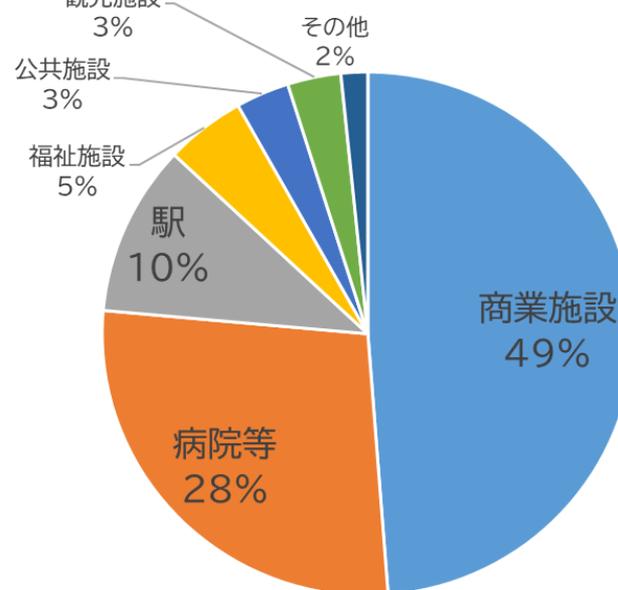
■運行結果(利用目的)

通常運行とは異なり商業施設が最多で、次いで病院等となった。病院等は土曜日に隔週や午前だけの診療となっているため割合が下がったが、それでも一定の需要がある。通常運行より駅利用の割合が若干増加しており、休日の余暇利用が増加した可能性がある。

乗降場所利用状況(TOP10)



乗降場所利用状況(割合)



3 土曜運行実証実験の結果

■運行結果(利用者アンケート①)

利用目的の集計結果と同様に買い物が多くなった。また、利用状況以上に、これまでとは異なる目的で利用した傾向となっている。

設問:本日の利用目的を教えてください。

| 項目 | 回答 |
|----------|-------|
| 買い物 | 42.1% |
| 通院 | 36.8% |
| 家族、友人と会う | 15.8% |
| その他 | 5.3% |

設問:本日の利用目的はこれまで(平日)とは変わりましたか？

| 項目 | 回答 |
|-----------------|-------|
| 利用目的は変わらなかった | 53.8% |
| これまでとは違う目的で利用した | 46.2% |

3 土曜運行実証実験の結果

■運行結果(利用者アンケート②)

実証実験に参加した利用者からは、本格運行に高い要望が寄せられている。また、免許の返納や路線バスの減便等により土曜の移動手段が求められていることが分かる。

設問:土曜運行は必要だと思いますか？

| 項目 | 回答 |
|---------|-------|
| とても必要だ | 78.6% |
| 必要だ | 21.4% |
| どちらでもいい | 0% |
| 必要でない | 0% |

設問:これまでの土曜の交通手段は？

| 項目 | 回答 |
|---------|-------|
| バスやタクシー | 78.6% |
| 家族等の車 | 0% |
| 自転車や徒歩 | 14.3% |
| その他 | 7.1% |

設問:土曜運行が開始した時の利用予定は。

| 項目 | 回答 | 回答の理由 |
|----------|-------|---|
| ほぼ利用する | 64.3% | 買い物、通院、友人と会うために必要 免許を返納したため運転ができなくなった 土日祝日はバスが運休のため 等 |
| たまに利用する | 35.7% | |
| あまり利用しない | 0% | |
| 利用しない | 0% | |

3 土曜運行実証実験の結果

■実証実験のまとめ

- ・5月からPRを開始し、6月後半からは通常運行と同程度の利用があり、住民ニーズの高さを確認できる結果となった。
- ・通常運行の利用者が引き続き利用するケースが多かったものの、買い物・土曜予約の診察・駅等の余暇による利用など、平日とは異なる利用も一定程度あり、利用者の行動の幅を広げる選択肢となった。
また、買い物については、土曜に限定されるものではないこと、一定程度期間が空く行動であることから、平日の利用混雑の緩和に繋がる可能性が高い。
- ・実証実験の利用者に対するアンケートでは、本格運行の開始に強い要望が寄せられており、本格運行後の利用意向も強い。
免許返納による移動手段の減少、路線バスの縮小傾向による移動手段の減少や将来の移動手段の確保への不安が、こうした強い要望の背景となっている。

4 土曜運行実施について

■土曜運行計画

実証実験の結果、利用実績・利用意向がともに確認された。阿見町ではコロナ禍等により路線バスの減便・廃便が続いており、こうした地域の実情を踏まえて令和8年度より土曜運行を実施する。

- ・開始時期

令和8年4月予定 ※調整中

- ・運行時間

8:00～17:00(休憩1時間含む) 通常運行、実証実験と同じ

- ・運賃

400円(200円) 通常運行、実証実験と同じ

- ・運行区域

阿見町全域及びJR荒川沖駅東口 通常運行、実証実験と同じ

- ・運行台数

2台

- ・予約

木曜日～金曜日の8:30～17:00(当日予約不可) 通常運行、実証実験と同じ

※当日キャンセルは運行事業者へ連絡

【議案第 2 号】

令和 8 年度
阿見町地域公共交通活性化協議会事業計画(案)
について

令和 8 年度阿見町地域公共交通活性化協議会事業計画(案)

1. 事業計画(案)

令和 7 年度は、デマンドタクシー【あみまるくん】の運行を中心に、町民に身近な交通手段として地域公共交通の維持を図りました。また、6 月から 8 月にはデマンドタクシー【あみまるくん】の土曜運行の実証実験を実施しております。

令和 8 年度につきましては、引き続き「阿見町地域公共交通計画」に基づいた事業や茨城大学との連携事業に取り組むとともに、令和 7 年度の実証実験の結果を踏まえ、デマンドタクシー【あみまるくん】の土曜運行を実施してまいります。

1)デマンドタクシー【あみまるくん】 **拡充事業**

○デマンドタクシー【あみまるくん】の運行継続

- ・運行主体 : 阿見町地域公共交通活性化協議会
 - ・運行台数 : 2台[町所有車(10人乗りワゴン車:運行事業者へ無償貸与)]
1台[町所有車(7人乗り乗用車:運行事業者へ無償貸与)]
※土曜運行時は上記3台のうち2台
 - ・運行事業者 : (有)新町タクシー
 - ・予約センター受付業務 : (公社)阿見町シルバー人材センター
 - ・運行区域 : 町内全域及びJR荒川沖駅東口
 - ・運行日及び時間帯 : 月~土曜日の8:00~17:00(祝・祭日及び年末年始は運休)
 - ・運賃 : 大人(中学生以上) 400 円
小学生 200 円
障害者等 200 円
未就学児(3歳以上) 無料
※保護者同伴(保護者1人につき2人まで無料。ただし、3人目からは小児運賃)
未就学児(3歳未満) 無料
※保護者同伴
- ※土曜日の通年運行を開始します。

○地域公共交通確保維持改善事業費補助金(フィーダー系統)の活用継続

国庫補助制度「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(フィーダー系統)」を活用し財源の確保に努め、健全な運営を行います。

○デマンドタクシー【あみまるくん】の運行改善・利用促進

午前の時間帯を中心に予約が重複する傾向があるため、予約が分散するような案内の実施や適切な運行速度の設定を行い効率的な運行を行います。

また、利用促進のための広報、回覧、あみメール、阿見町公式LINE及びホームページの拡充による宣伝活動も引き続き行います。

2)高齢者運転免許証自主返納に対する支援 **拡充事業**

町の関係部署と連携し、令和3年4月1日から75歳以上の方が運転免許を自主的に返納した場合に、デマンドタクシー【あみまるくん】乗車券10,000円分を進呈する取り組みを開始しました。令和8年度から、対象年齢を65歳に拡大し、タクシー利用料金助成券の選択肢を追加して、引き続き、公共交通の利用を促進する取り組みとして継続してまいります。

3)既存バス路線の利用促進 **継続事業**

町内における既存バス路線を維持するため運行事業者等と連携し、利用促進に取り組みます。その一環として利用者が減少傾向にある本町の路線バスを持続可能な公共交通として将来へ繋いでいき、より多くの利用機会を提供するために、引き続きバスの乗り方教室等の体験型イベントを運行事業者と協議し、実施します。

4)協議会の開催 **継続事業**

予算・決算、運行・実証実験の検証や改善方策の検討等に基づく次年度事業計画の承認等のため、協議会を開催します。

5)茨城大学評価検証事業 **継続事業**

令和6年度までに整理した阿見町の現状や公共交通の課題に関する研究結果を踏まえ、令和7年度・令和8年度の2か年で実証実験を実施し、町の公共交通のあり方の研究に引き続き取り組みます。

2. 事業計画スケジュール(案)

| 日 程 | 実施内容 |
|------------------------------|---|
| 令和 8 年 4 月～ | <ul style="list-style-type: none"> ・デマンドタクシー【あみまるくん】の土曜運行開始 ・令和 9 年度地域公共交通確保維持事業に係る計画策定作業 |
| 令和 8 年 6 月上旬 第 1 回協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年度決算について ・令和 7 年度事業の報告について ・令和 9 年度地域公共交通確保維持事業に係る計画の策定について ・その他 |
| 令和 8 年 6 月下旬 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和 9 年度地域公共交通確保維持事業に係る計画の提出 |
| 令和 8 年 7 月下旬 | <ul style="list-style-type: none"> ・デマンド運行に関する意見交換会 |
| 令和 8 年 8 月中旬 第 2 回協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・茨城大学評価検証事業によるデマンドタクシー【あみまるくん】の実証実験について |
| 令和 8 年 9 月頃 ～令和 8 年 12 月頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・茨城大学評価検証事業によるデマンドタクシー【あみまるくん】の実証実験の実施 |
| 令和 8 年 10 月下旬 | <ul style="list-style-type: none"> ・バスの乗り方教室の開催 |
| 令和 8 年 11 月下旬 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和 8 年度地域公共交通確保維持改善事業補助金交付申請 |
| 令和 9 年 2 月下旬 第 3 回協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和 9 年度事業計画(案)及び予算(案)について ・その他 |

【議案第3号】

令和8年度
阿見町地域公共交通活性化協議会予算(案)
について

令和8年度予算の承認について

※令和8年度阿見町地域公共交通活性化協議会の予算を、下記のとおりとしたので承認を求める。

【要旨】

- (1)歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,239千円と定める。
- (2)歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

【歳入の部】

(単位:千円)

| 款 | 項目 | | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 |
|-------|-------|--------|--------|--------|-------|
| | 項 | 目 | | | |
| 1 負担金 | 1 負担金 | | 28,586 | 23,124 | 5,462 |
| | | 1 負担金 | 28,586 | 23,124 | 5,462 |
| | | 1 負担金 | 28,586 | 23,124 | 5,462 |
| 2 補助金 | 1 補助金 | | 4,364 | 4,640 | △ 276 |
| | | 1 補助金 | 4,364 | 4,640 | △ 276 |
| | | 1 補助金 | 4,364 | 4,640 | △ 276 |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | | 0 | 0 | 0 |
| | | 1 繰越金 | 0 | 0 | 0 |
| | | 1 繰越金 | 0 | 0 | 0 |
| 4 諸収入 | 1 諸収入 | | 3,289 | 3,223 | 66 |
| | | 1 諸収入 | 3,289 | 3,223 | 66 |
| | | 1 諸収入 | 1 | 1 | 0 |
| | | 2 運賃収入 | 3,288 | 3,222 | 66 |
| 計 | | | 36,239 | 30,987 | 5,252 |

【歳出の部】

(単位:千円)

| 款 | 項目 | | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 |
|-------|-------|-------|--------|--------|-------|
| | 項 | 目 | | | |
| 1 運営費 | 1 会議費 | | 54 | 50 | 4 |
| | | 1 会議費 | 54 | 50 | 4 |
| | | 1 会議費 | 54 | 50 | 4 |
| | 2 事務費 | | 863 | 843 | 20 |
| | | 1 事務費 | 863 | 843 | 20 |
| 2 事業費 | 1 事業費 | | 35,222 | 29,994 | 5,228 |
| | | 1 事業費 | 35,222 | 29,994 | 5,228 |
| | | 1 事業費 | 35,222 | 29,994 | 5,228 |
| 3 予備費 | 1 予備費 | | 100 | 100 | 0 |
| | | 1 予備費 | 100 | 100 | 0 |
| | | 1 予備費 | 100 | 100 | 0 |
| 計 | | | 36,239 | 30,987 | 5,252 |

令和8年3月2日 提出

阿見町地域公共交通活性化協議会
会長 千葉 繁

令和8年度歳入歳出予算項目別明細書

歳入

(款) 1 負担金

(項) 1 負担金

(単位:千円)

| 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 節 | | 説明 |
|-------|--------|--------|-------|-------|--------|-----------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 負担金 | 28,586 | 23,124 | 5,462 | 1 負担金 | 28,586 | 阿見町からの負担金 |
| 計 | 28,586 | 23,124 | 5,462 | | 28,586 | |

(款) 2 補助金

(項) 1 補助金

(単位:千円)

| 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 節 | | 説明 |
|-------|-------|-------|-------|---------|-------|---------------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 補助金 | 4,364 | 4,640 | △ 276 | 1 国庫補助金 | 4,364 | 国庫補助金(フィーダー系統確保維持費) |
| 計 | 4,364 | 4,640 | △ 276 | | 4,364 | |

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位:千円)

| 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 節 | | 説明 |
|-------|-----|-----|----|----|----|----|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 繰越金 | 0 | 0 | 0 | | 0 | |
| 計 | 0 | 0 | 0 | | 0 | |

(款) 4 諸収入

(項) 1 諸収入

(単位:千円)

| 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 節 | | 説明 |
|--------|-------|-------|----|----|-------|-----------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 諸収入 | 1 | 1 | 0 | | 1 | 預金利子 |
| 2 運賃収入 | 3,288 | 3,222 | 66 | | 3,288 | デマンドタクシー回数券売上代金 |
| 計 | 3,289 | 3,223 | 66 | | 3,289 | |

歳出

(款) 1 運営費

(項) 1 会議費

(単位:千円)

| 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 節 | | 説明 |
|-------|-----|-----|----|--------|----|--------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 会議費 | 54 | 50 | 4 | 9 旅費 | 46 | |
| | | | | 11 需用費 | 8 | 食糧費(協議会時飲物代) |
| 計 | 54 | 50 | 4 | | 54 | |

(款) 1 運営費

(項) 2 事務費

(単位:千円)

| 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 節 | | 説明 |
|-------|-----|-----|----|--------|-----|----------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 事務費 | 863 | 843 | 20 | 9 旅費 | 19 | 普通旅費 |
| | | | | 11 需用費 | 507 | 消耗品費(事務用, 事業用) |
| | | | | 12 役務費 | 318 | 郵便料, 電話料, 手数料 |
| | | | | 14 使賃料 | 19 | 有料道路通行料 |
| 計 | 863 | 843 | 20 | | 863 | |

(款) 2 事業費

(項) 1 事業費

(単位:千円)

| 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 節 | | 説明 |
|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 事業費 | 35,222 | 29,994 | 5,228 | 13 委託費 | 33,077 | デマンドタクシー運行委託料(26,508,060円) 予約システム受付業務委託料(5,910,485円) 茨城大学評価検証事業委託料(657,800円) |
| | | | | 14 使賃料 | 2,145 | 予約システム利用料 |
| 計 | 35,222 | 29,994 | 5,228 | | 35,222 | |

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

(単位:千円)

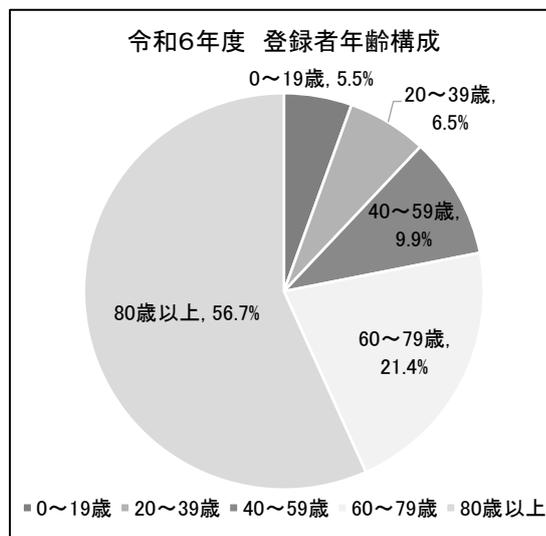
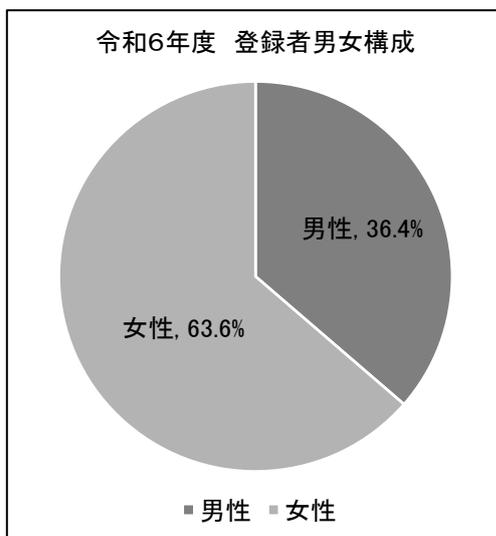
| 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 節 | | 説明 |
|-------|-----|-----|----|-------|-----|-----|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 予備費 | 100 | 100 | 0 | 1 予備費 | 100 | 予備費 |
| 計 | 100 | 100 | 0 | | 100 | |

令和7年度阿見町デマンドタクシー<あみまるくん>の 運行概要及び実績について

令和8年1月末現在で、令和7年度に登録された方の数は217人となっており、令和6年度同期に登録された方より15名減少（令和6年度同期の増加者数は232人）。登録者数の内1,310名が減額登録者）、月の平均乗車人数は855人となっており、前年度より減少しています。

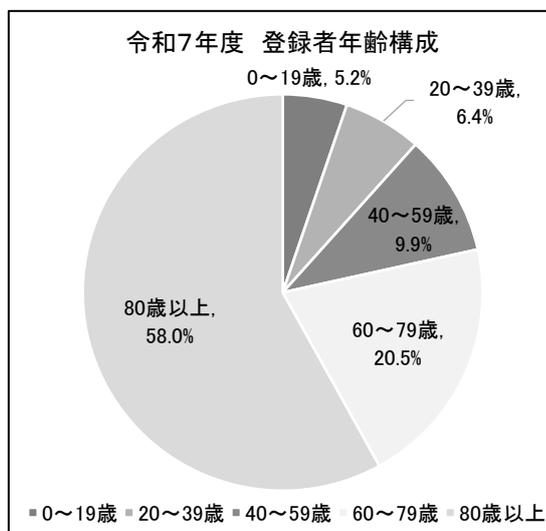
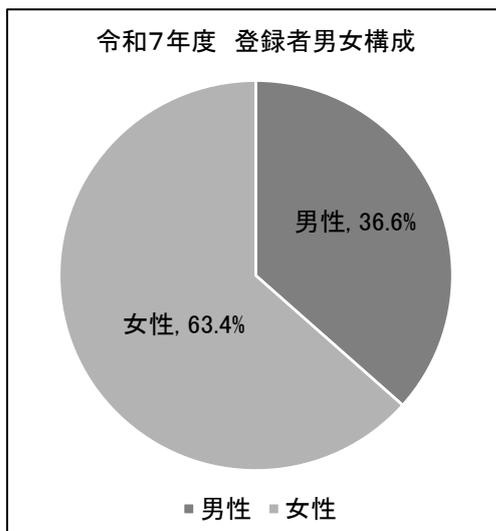
1. 利用者登録状況

【令和6年度】



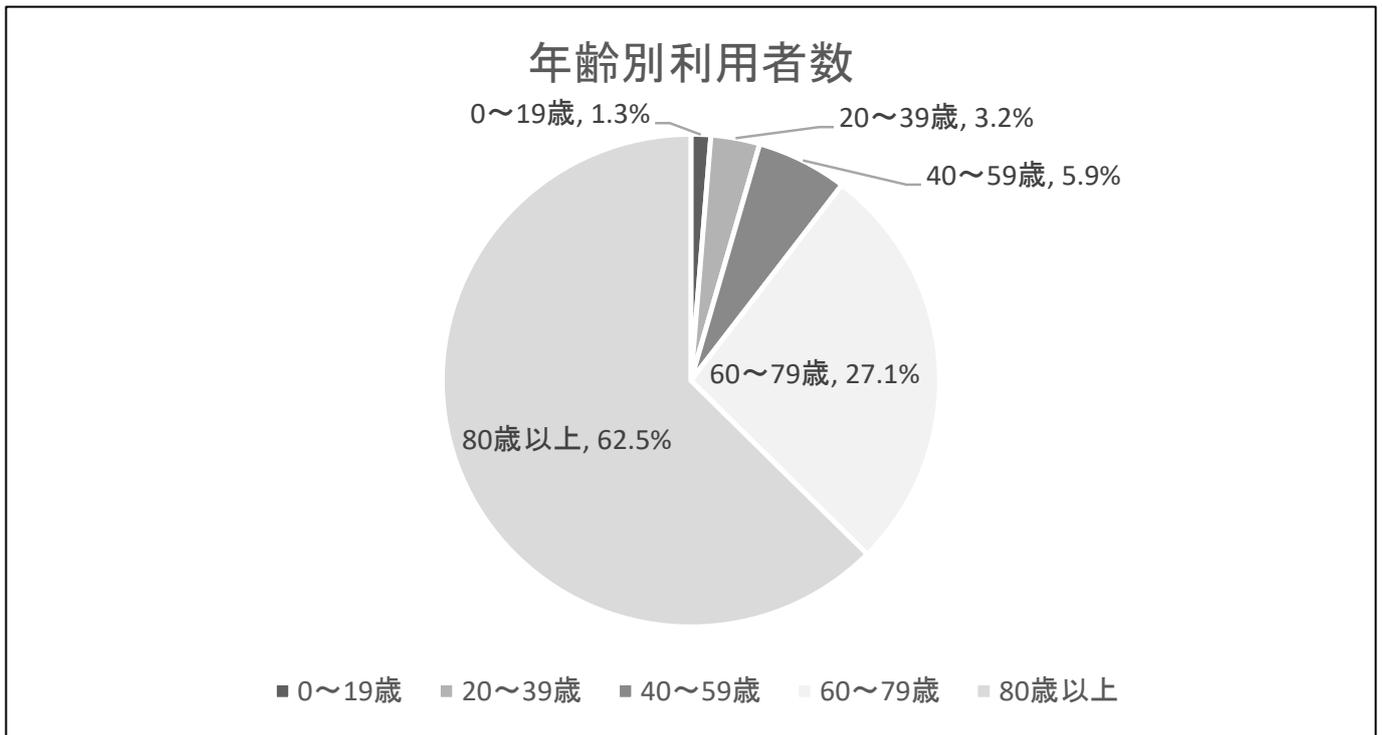
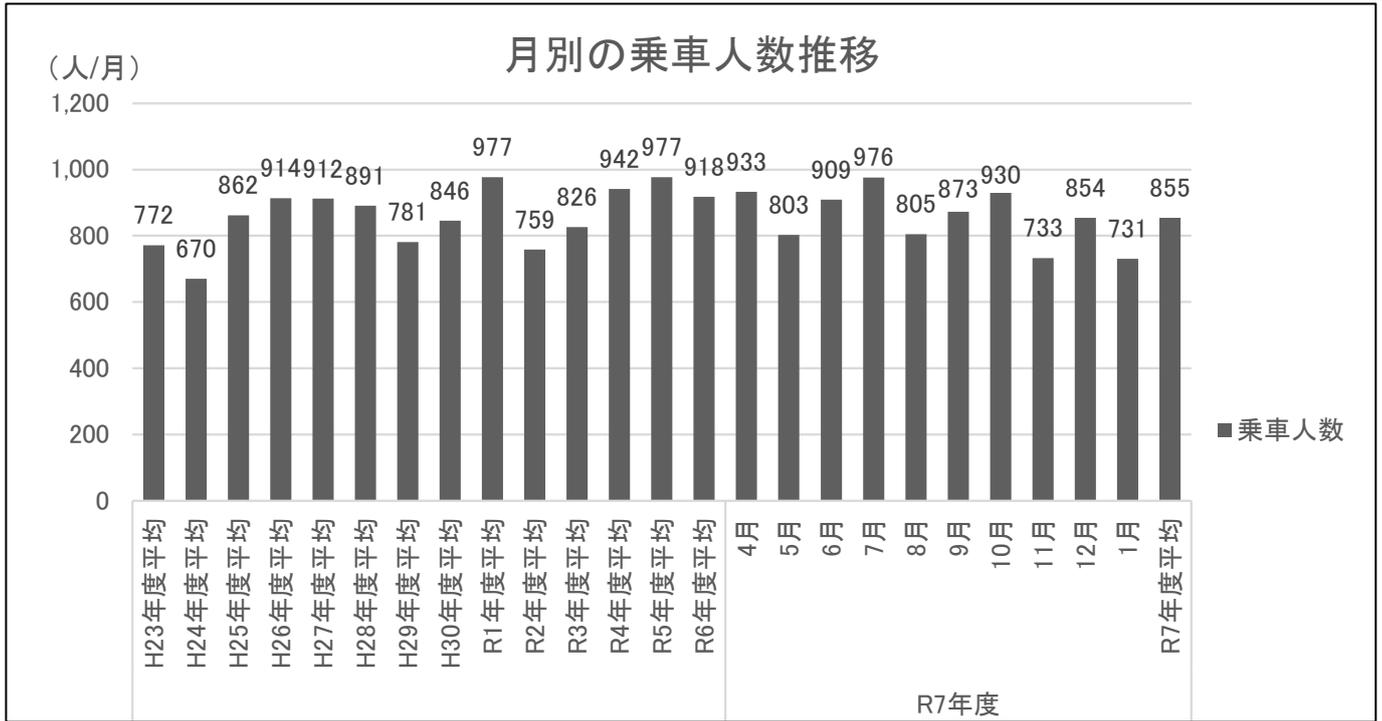
男性 1,560 人 + 女性 2,728 人 = 4,288 人

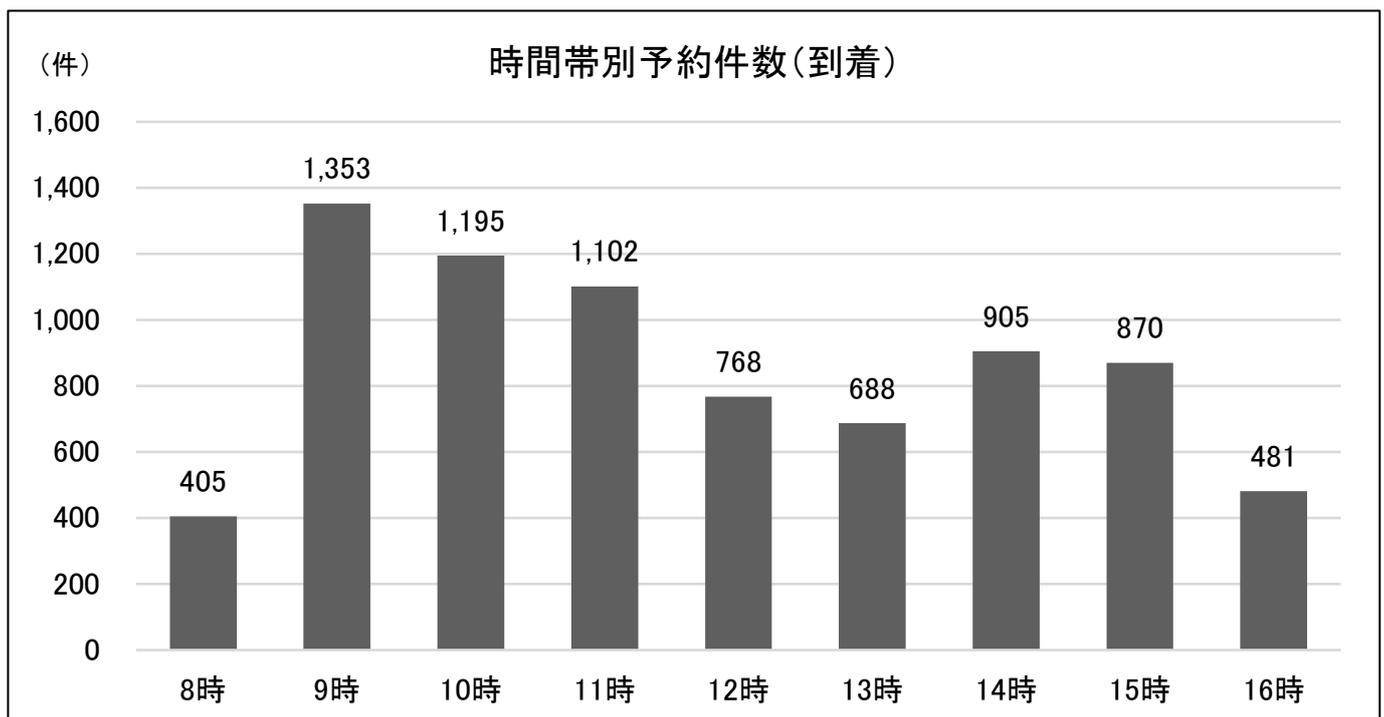
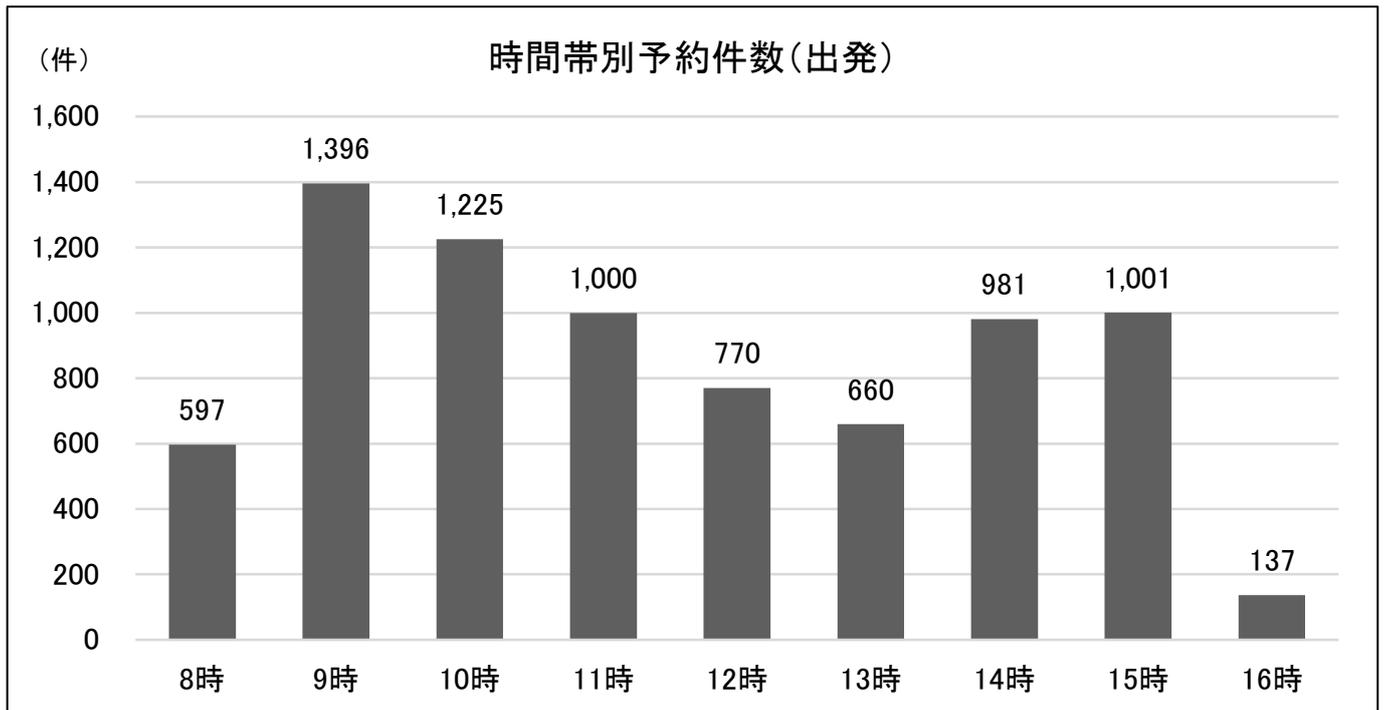
【令和7年度】



男性 1,668 人 + 女性 2,892 人 = 4,560 人

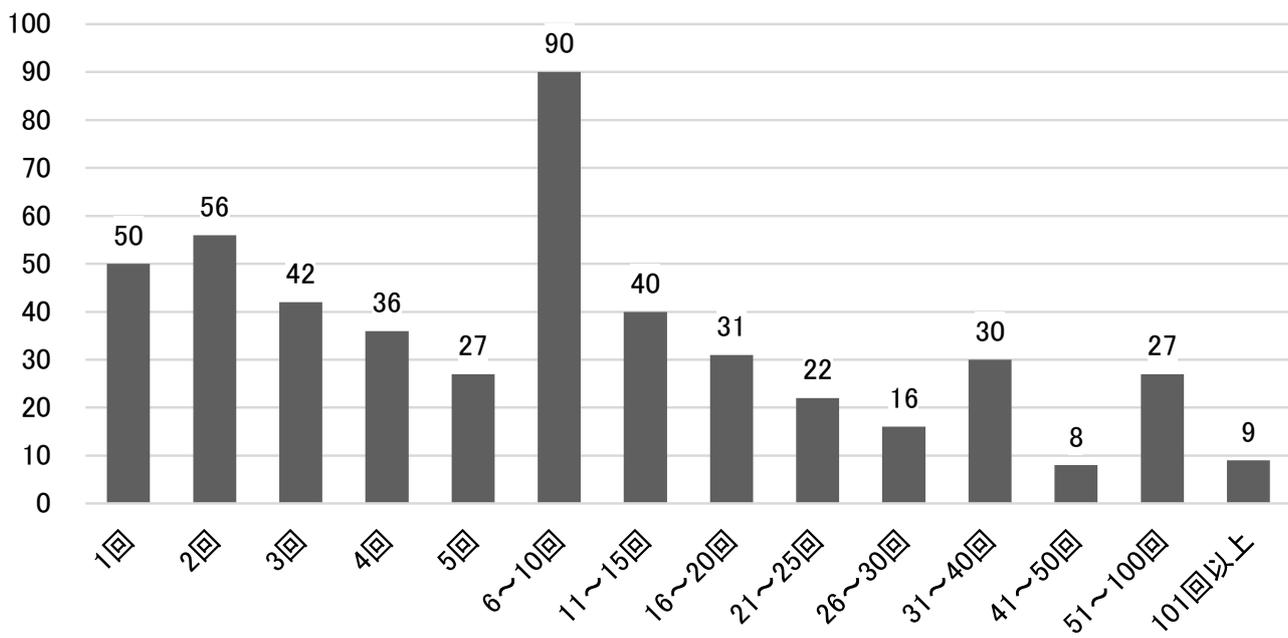
2. 利用状況



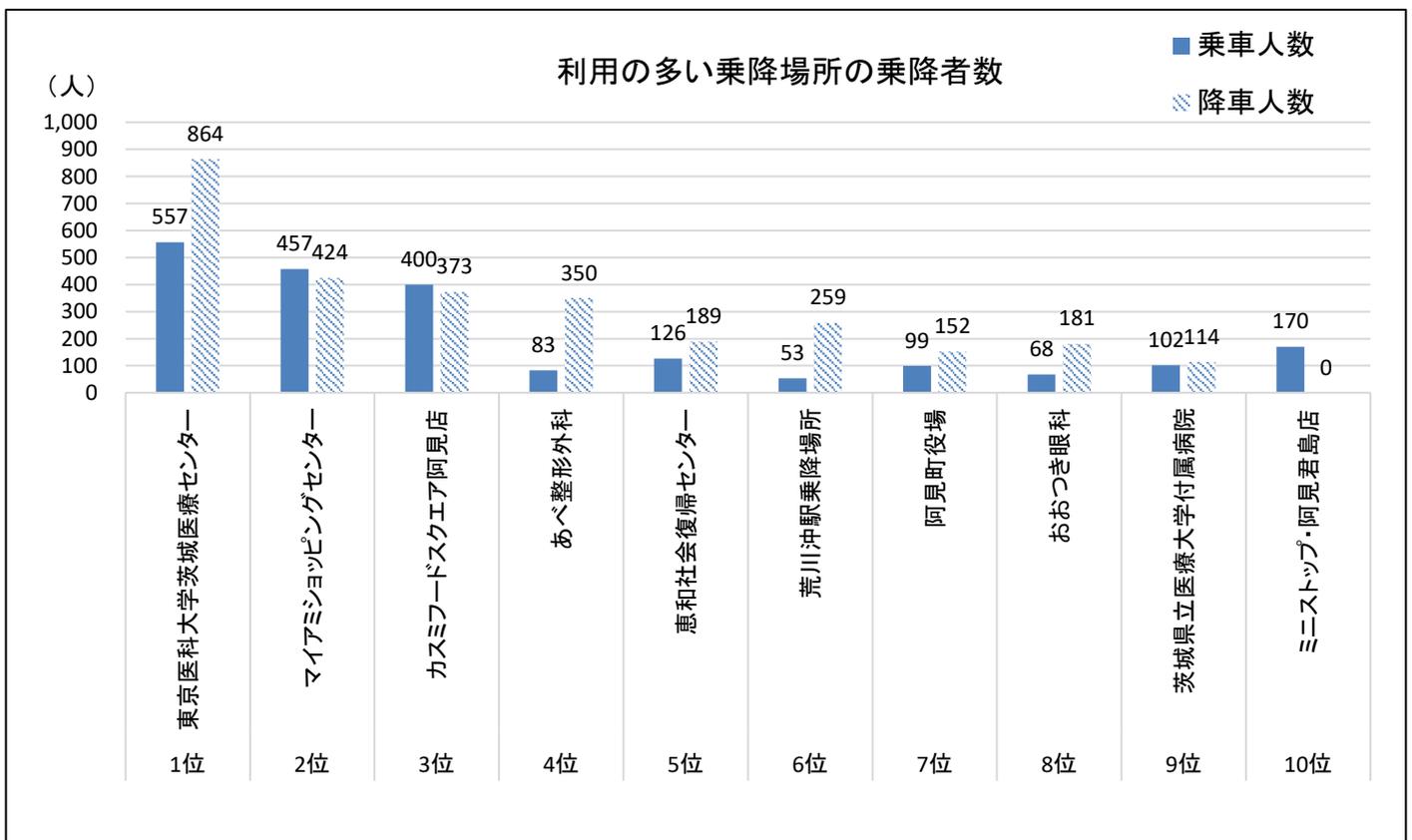
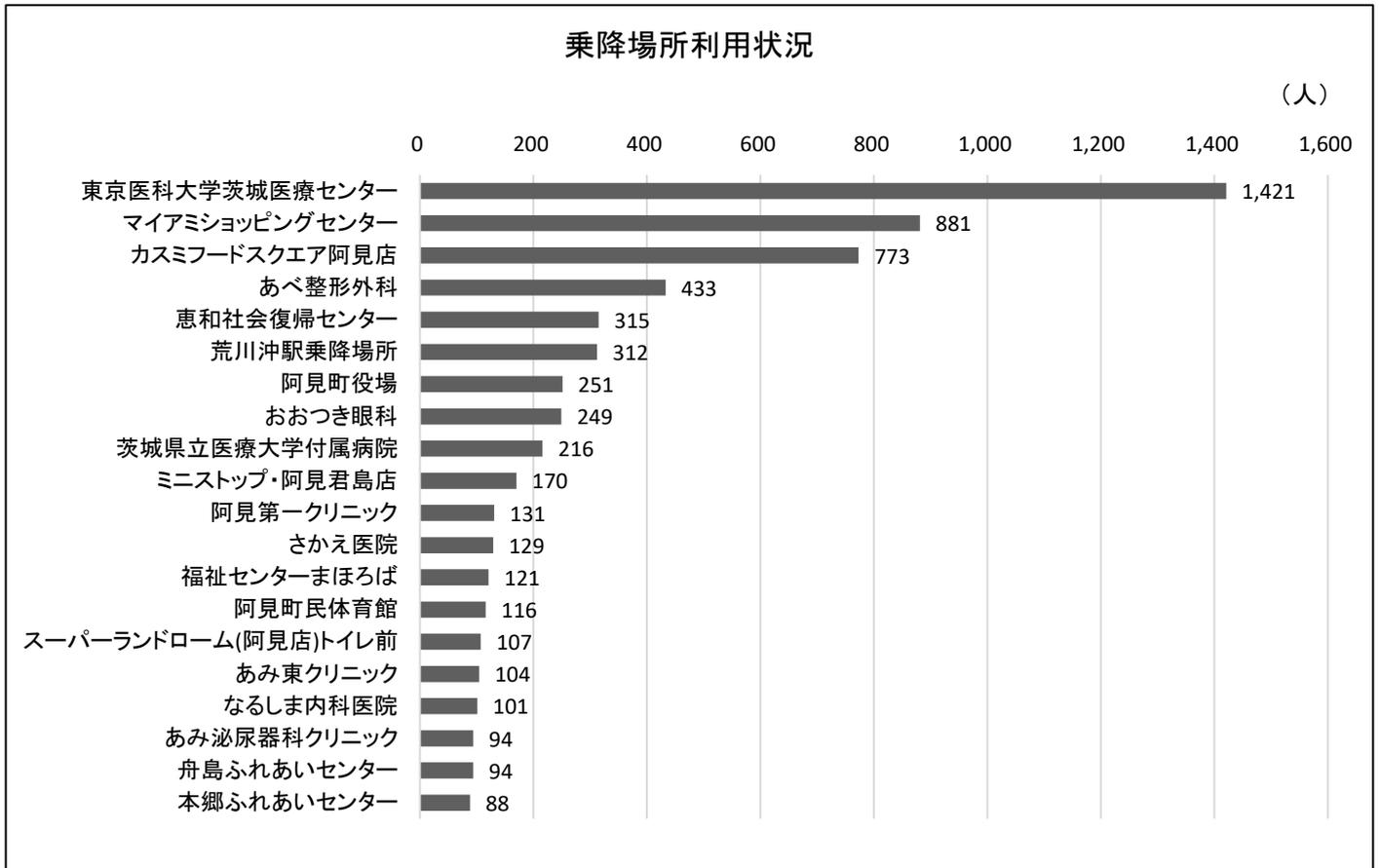


登録利用者ごとの利用回数

(件)



3. 乗降場所利用状況



【阿見町地域公共交通活性化協議会 R7年度 名簿】

| No. | 所属名 | 氏名 |
|-----|-------------------------------|--------|
| 1 | 阿見町長 | 千葉 繁 |
| 2 | ジェイアールバス関東株式会社 土浦支店長 | 西津 芳則 |
| 3 | 関東鉄道株式会社 常務取締役 | 廣瀬 貢司 |
| 4 | 有限会社新町タクシー 取締役 | 加藤 一昭 |
| 5 | 日本交通株式会社 代表取締役 | 吉田 貴光 |
| 6 | 茨城県土木部竜ヶ崎工事事務所 所長 | 寺家 喜重 |
| 7 | 阿見町商工会 会長 | 久保 谷 充 |
| 8 | 一般社団法人茨城県バス協会 専務理事 | 古賀 重徳 |
| 9 | 一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会 専務理事 | 服部 透 |
| 10 | 関東鉄道労働組合 執行委員長 | 池田 正人 |
| 11 | 茨城県牛久警察署交通課 課長 | 草野 明彦 |
| 12 | 阿見町議会 議長 | 野口 雅弘 |
| 13 | 阿見町議会 副議長 | |
| 14 | 阿見町議会 産業建設常任委員長 | 栗原 宜行 |
| 15 | 阿見町区長会 会長 | 山口 道子 |
| 16 | 阿見町PTA連絡協議会 代表 | 石田 貴也 |
| 17 | 阿見町シルバークラブ連合会 会長 | 玉川 進 |
| 18 | 阿見町障害者福祉協議会 会長 | 武井 浩 |
| 19 | 福田工業団地連絡協議会 会長 | 黒崎 孝行 |
| 20 | 筑波南第一工業団地連絡協議会 会長 | 市瀬 達也 |
| 21 | 阿見東部工業団地連絡協議会 会長 | 松下 聖司 |
| 22 | 東京医科大学茨城医療センター総務課 課長 | 渡辺 智 |
| 23 | 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官 | 柿本 憲治 |
| 24 | 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官 | 小菅 達也 |
| 25 | 茨城県政策企画部交通政策課 課長 | 伊藤 豪人 |
| 26 | 土浦市都市政策部 部長 | 飯泉 貴史 |
| 27 | 茨城大学農学部 教授 | 白岩 雅和 |
| 28 | 茨城県立医療大学 准教授 | 相良 順一 |

阿見町地域公共交通活性化協議会規約

平成 20 年 8 月 22 日
制 定

(設置)

第 1 条 この会は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、並びに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成に関する協議及び公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、協議会として設置する。

(名称)

第 2 条 この会の名称は、阿見町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第 3 条 協議会の事務所は、茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目 1 番 1 号阿見町役場内に置く。

(事業)

第 4 条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事。
- (4) 公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事。
- (5) 公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事。
- (6) その他協議会が必要と認める事。

(組織)

第 5 条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 監査員 2 人

3 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2 年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(監査員)

第8条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は当該会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は、会議出席委員の総意で決定することとする。ただし、意見が分かれた場合は、多数決とし、出席者の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 第1項から第4項までの規定にかかわらず、会長が特に認めた場合、会議によらず文書の提出を持って賛否を求めることができる。この場合において、その議決は、委員の3分の2以上の賛成をもって、決するものとする。
- 7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 委員は、協議会で協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第12条 第4条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、阿見町役場産業建設部都市計画課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもってこれに充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 14 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 16 条 協議会の委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 17 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを精算する。

(委任)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 20 年 8 月 22 日から施行する。

この規約は、平成 21 年 5 月 26 日から施行する。

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 25 年 5 月 29 日から施行する。

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

| 委 員 |
|--|
| (1) 阿見町長 |
| (2) ジェイアールバス関東株式会社 土浦支店長 |
| (3) 関東鉄道株式会社 常務取締役 |
| (4) 有限会社新町タクシー 取締役 |
| (5) 日本交通株式会社 代表取締役 |
| (6) 茨城県土木部竜ヶ崎工事事務所 所長 |
| (7) 阿見町商工会 会長 |
| (8) 一般社団法人茨城県バス協会 代表 |
| (9) 一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会 代表 |
| (10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 代表 |
| (11) 茨城県牛久警察署 交通課長 |
| (12) 阿見町議会議長 |
| (13) 阿見町議会副議長 |
| (14) 阿見町議会産業建設常任委員会委員長 |
| (15) 阿見町区長会 会長 |
| (16) 阿見町PTA連絡協議会 代表 |
| (17) 阿見町シルバークラブ連合会 代表 |
| (18) 阿見町障害者福祉協議会 代表 |
| (19) 福田工業団地連絡協議会 代表 |
| (20) 筑波南第一工業団地連絡協議会 代表 |
| (21) 阿見東部工業団地連絡協議会 代表 |
| (22) 東京医科大学茨城医療センター 代表 |
| (23) 関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官 |
| (24) 茨城県政策企画部 交通政策課 課長 |
| (25) 土浦市都市政策部 部長 |
| (26) 茨城大学農学部教授 |
| (27) 茨城県立医療大学教授 |